

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

上海市政府など、長江デルタ一体化モデル区の高度化に向けた政策措置を公表

上海市政府は2022年9月15日、江蘇省政府、浙江省政府と連名で『長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区の質の高い発展の更なる支援に関する若干政策措置』を公表しました。同政策措置は長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区の発展促進を目指し、ハイテク開発区の構築や排出権取引、越境 EC の発展などを推進する方針を示し、長江デルタ地域の一体化をめぐる上海が江蘇、浙江と協働して取り組んでいくとしています。

■ 直近の重要政策

法律

- ✓ 改定後の『インターネット安全法(意見募集案)』のパブコメ公開
(国家インターネット情報弁公室、9/14)

産業政策

- ✓ 原材料工業の「三品」実施方案の公表に関する通知
(工業情報化部など、9/14)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

上海市政府など、長江デルタ一体化モデル区の高度化に向けた政策措置を公表

上海市政府などは『長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区の質の高い発展の更なる支援に関する若干政策措置』¹(以下、政策措置)を公表し、上海市と江蘇省、浙江省からなる長江デルタ地域の一体化を後押しするため、長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区における排出権取引やインフラ運営、越境 EC の発展、ビジネス環境の改善などの観点から 17 政策措置を示しています。政策措置には既存方針も多く含まれていますが、上海市と江蘇省、浙江省政府の各担当部門も明確にされたため、各地の総力を挙げて長江デルタ地域の一体化を推進する姿勢が見て取れます。政策措置は 22 年 9 月 1 日より実施するとしています。

上海市政府はまた、公式サイトで政策措置の図解²も公表し、関連内容に対する説明を行いました。政策措置の主な内容については以下の通りです。

省を跨いだハイテク開発区の構築

政策措置は青浦区(上海市)、呉江区(江蘇省・蘇州市)、嘉善県(浙江省・嘉興市)を中心に、「一区多園」のモデルで省を跨いだハイテク開発区を構築する上、3~5 年をかけて国家級ハイテク開発区に昇格することを目指すとしています。「一区」とは計画中の「青呉嘉ハイテク区」を指します。同区は青浦区、呉江区及び嘉善県におけるディアンシャン湖の周辺地域に位置し、総面積が 19.54 km²となります³。「多園」とは、「青呉嘉ハイテク区」において、低炭素化や新材料、半導体、通信などに特化した複数の産業団地を指します。長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区(以下、モデル区)の立地状況については図表 1 をご参照ください。

【図表 1】モデル区の位置



(上海市政府公式サイトに基づき、中国アドバイザー一部作成)

インフラ REIT の発展推進

モデル区における重点インフラの共同運営を支援するため、交通や水利施設、環境保護、倉庫・物流、産業団地、保障性賃貸住宅、観光などの分野における REIT(不動産投資信託)の設立、インフラ施設の受託運営を行う管理会社の共同設立を奨励する他、長江デルタ地域におけるインフラ REIT 候補対象となるプロジェクトの掘り出しにも取り組むとしています⁴。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220915/e9bf0dcfebd54c4c9efa981b098785c3.html>

² 図解の詳細については下記をご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220915/e64b5f622c55420a83101300bd565c28.html>

³ 「青呉嘉ハイテク区」は、図表 1 の「長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区先行区」に入っているとされたが、具体的な範囲については当局の公開資料で明記されていない。

⁴ 上海市発展改革委員会などが 21 年 6 月に公表した『上海における国際的競争力のある不動産投資信託(REIT)成長市場の構築加速に関する実施意見』は、長江デルタ地域を中心に既存インフラの REIT ニーズを深堀する方針を示した。

包括的な排出権取引制度の試行

長江デルタ地域において従来の CEA(政府によって企業に割り当てられた炭素排出枠)、CCER(中国認証排出削減量)に加え、中小零細企業及び個人などが参加できる包括的な排出権取引制度の試行を進めます。一部の統計作業の準備が整いデータが揃っているプロジェクトを選出し、包括的な排出権取引規則の共同策定、標準などの相互承認、情報共有を推進する他、上海環境エネルギー取引所のインフラを生かし、長江デルタ地域における包括的な排出権取引プラットフォームを共同で構築するとしています。モデル区が 21 年末公表した『モデル区の炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル作業の指導意見』は、包括的な排出権取引を積極的に推進する方針を打ち出しました。

越境 EC に対する通関業務の一本化

モデル区における越境 EC の発展を促すため、上海、南京と杭州税関の協働を強化し、長江デルタ地域における通関業務の一本化を推進する方針も示しました。越境 EC において所在地の税関にて通関手続きを完了することで、所在地の税関から輸出地の税関まで貨物を運送することが可能となるため、通関業務が一通貫で実施できるようになり、物流の効率化などが期待できるとされています。

社名登記の自主申告制の着実な実行

上海市と江蘇省、浙江省の市場监督管理局が 21 年 8 月に公表した『モデル区の共同建設の支持に関する若干意見』などに基づき、社名の登記管理について、モデル区において、使用禁止の社名をまとめたデータベースを統合し、企業の自主申告に基づき社名を登記できる自主申告制を実施するとしています。国務院が 21 年 1 月に公表した改定後の『企業名称登記管理規定』は、各地政府に対し、統一した企業名称申告システムと企業名称データベースの構築を求める方針を示しました。今回の措置は長江デルタ地域において国の方針を着実に実行する一環となります。

行政 DX、人材移動、法執行の協働など

政策措置は行政 DX(デジタルトランスフォーメーション)や人材の移動・採用、法執行などの方面における上海市と江蘇省、浙江省政府の協働も挙げています。行政 DX について、モデル区における電子証明書や電子印鑑などの利用拡大を促すとしています。人材の移動・採用については、モデル区における人材誘致策を検討する他、専門家の採用支援、技能者の能力評価と労働問題解決の連動などにも言及しました。また、法執行の協働について、環境保護や食品・薬品安全、漁業・漁政などの分野における法執行の協力強化に加え、環境汚染の鑑定評価標準の統一化、司法鑑定機構の信用レベル⁵の相互承認、事案をタイムリーに対応できるよう地域警察による交番勤務やパトロールの共同実施なども明記しています。

⁵ 司法鑑定機構及び司法鑑定人に対する監督管理を強化するため、各地の司法局(庁)は所管の司法鑑定機構の信用レベルを評価した上で、A、B、C、Dの4ランクに格付けする。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

法律

改定後の『インターネット安全法（意見募集案）』のパブコメ公開

（原文：关于公开征求《关于修改〈中华人民共和国网络安全法〉的决定（征求意见稿）》意见的通知）

国家インターネット情報弁公室 2022年9月14日公表

【主要内容】

- 国家インターネット情報弁公室は改定後の『インターネット安全法（意見募集案）』の意見公募（パブリックコメント）を開始するとした。パブコメの締切日は22年9月29日。21年より実施された『データ安全法』や『個人情報保護法』、改定後の『行政処罰法』などとの整合性を図るため、『インターネット安全法』（17年6月より実施）を改定するとした。主な改定内容は以下の通りである。
- サイバーセキュリティ関連義務を履行せず、またはサイバーセキュリティに危害を加えた行為などについて、情状が深刻な場合の罰則を追加した。企業に対する罰金額の上限につき、従来の100万元から「5,000万元または前年度売上高の5%」に、直接責任者に対する罰金額の上限につき、従来の10万元から100万元に引き上げた。これに加え、「直接責任者による一定期間内に関連企業の董事、監事、上級管理者としての勤務またはサイバーセキュリティ及びインターネット運営に関する重要業務の従事を禁止することが可能である」との文言も追加した。
- インターネットで詐欺、危険物の販売・製造などに関する違法内容を発信する行為などに対する罰金額の上限につき、従来の50万元から100万元に引き上げた。これに加え、テロや政権転覆など国の安全を害する情報を発信し、情状が深刻な場合の罰則も追加した。企業に対する罰金額の上限につき「5,000万元または前年度売上高の5%」、直接責任者に対する罰金額の上限につき100万元とした。「直接責任者による一定期間内に関連企業の董事、監事、上級管理者としての勤務またはサイバーセキュリティ及びインターネット運営に関する重要業務の従事を禁止することが可能である」との文言も明記した。
- 重要情報インフラ運営者が安全性審査を通過していなかった製品、サービスを利用する場合の罰則を強化した。罰金額の上限につき、従来の「仕入金額の10倍」から「仕入金額の10倍または前年度売上高の5%」に調整した。
- また、『個人情報保護法』などとの整合性を取るため、個人情報の保護や越境移転などに関する違法行為について、「関連法令規則の規定に基づき処罰する」との文言に調整した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.cac.gov.cn/2022-09/14/c_1664781649609823.htm

産業政策

原材料工業の「三品」実施方案の公表に関する通知

（原文：关于印发原材料工业“三品”实施方案的通知）

工信庁聯原〔2022〕24号

工業情報化部など 2022年9月14日公表

【主要内容】

- 工業情報化部弁公庁は、國務院国有資産監督管理委員会弁公庁、国家市場監督管理総局弁公庁、国家知識産権局弁公室と連名で素材産業の高度化を促す実施方案を公表した。同実施方案は素材産業における「三品」（種類拡充、品質向上、ブランド創出）の推進に向けて、今後の目標や具体的な取り組みなどを示し、工業情報化部が21年末、科学技術部、自然資源部と連名で公表した『原材料工業の発展に向けた第14次五カ年計画』を着実に実行するためのものである。
- 今後の目標について、「25年までに超合金や高機能材、半導体材料などによる重点分野へのサポートを大幅に強化する。標準の整備や計測、品質認証、検証・テストなどの発展を進め、新製品及び品質標準500件以上を策定・改定する。複数の競争力が高い企業・製品ブランドを育成し、世界のハイエ

ンドサプライチェーンに一角を占めることを目指す。35年までに原材料の種類と品質を世界的な先進水準に引き上げ、複数の高い優位性と知財権を有する企業・製品を作り上げる」としている。

- 種類拡充については、超合金や特殊鋼、高機能材、高純度のレアアース化合物、生分解性プラスチック、特殊コーティング、フォトレジスト、ターゲット材、研磨剤、光ファイバー、圧電結晶、工業ガス、次世代ゴム、高機能ガラス及びセラミック材料、高機能性分離膜及び磁性材料、触媒、水素貯蔵材料などの研究開発と産業化を支援する。グラフェンや超伝導材料、バイオミメティクス、液体金属など先端分野の新材料の研究開発も強化する。
- 鉄筋やアルミ材、セメント、塗料、接着剤など従来型分野における標準の整理を行うと同時に、新型インフラやハイエンド設備、都市化、交通・水利などの重点プロジェクトにおける需要に着目し、鉄筋やガラス、セラミックなど従来型材料の更新を加速させる。
- また、グリーン製品の開発にも注力する。高性能断熱材、特殊触媒及び反応助剤、CO2を無害な鉱物として固定する材料（炭素鉱物化）、ゲル化剤、バイオベースポリマー、エコタイヤなどの製品の研究開発と産業化を支援する。
- 品質向上について、化学肥料やタイヤ、セメント、防水材、断熱材などの品質管理に関するトレーサビリティ標準を策定・改定し、石油化学や化学工業、鉄鋼、非鉄金属、建材などの分野における品質分類評価制度の整備を推進する。
- 高機能材、炭素繊維、バイオメディカル材料、半導体パッケージ向け基板材料などの設計・製造工程の改良と品質管理の強化に取り組む。
- ハイエンド鉄鋼材料や半導体材料、太陽光パネル素材、天然繊維、炭素・ケイ素材料などに加え、アーク炉製鋼法などの製造工程に関する標準の策定を進める。
- ブランド創出について、石油化学・化学工業、鉄鋼、非鉄金属、建材と新材料に照準を合わせ、世界的な産業クラスターを構築する他、国内企業のM&Aやグローバル展開への支援により、国際的な影響力のあるブランドを作り上げる。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_114c3d08f9634d6a85d1b0d5562860d4.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。